

作成日： 2008年2月1日

**アフリカ知的所有権機関**  
**African Intellectual Property Organization**  
**Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle**

特許庁等所在地  
BP 887 Yaounde  
Cameroon

電話: 237 - 220 3911  
FAX: 237 - 220 5721  
Email: [oapi.aa@oapi.aa.wipo.net](mailto:oapi.aa@oapi.aa.wipo.net)  
ホームページ: <http://www.oapi.wipo.net>

# アフリカ知的所有権機関 (OAPI) AFRICAN INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

## 1. 歴史的背景:

1961 年にアフリカの旧フランス植民地12カ国が同盟を結成(アフリカ・マダガスカル同盟)し、この国々は“ブラザビル グループ”と呼ばれていました。

一方、経済分野では共通の市場を作り技術分野において協力を促進する事を目的として、アフリカ・マダガスカル経済協力機構が創設されました。

1962 年には共通の特許庁及び発明等の保護のため統一法を設けるべく、工業所有権の分野における“リブレビル協定”が署名され、この協定は 1964 年に施行されました。

1977 年にブラザビル グループは“バンガイ協定”を締結し、この協定はリーブレビル協定を改め共通特許庁の名称を AFRICAN INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

(以下、“OAPI”といいます)に改称しました。

このバンガイ協定は当時9カ国で発行し、現在では以下の16カ国で効力を有しています。

ベナン (Benin)	ブルキナ・ファソ (Burkina Faso)	カメルーン (Cameroon)	中央アフリカ共和国 (Central African Republic)
チャド (Chad)	コンゴ (Congo)	トーゴ (Togo)	ギニア (Guinea)
コートジボワール (Ivory Coast)	マリー (Mali)	モーリタニア (Mauritania)	ニジェール (Niger)
セネガル (Senegal)	ガボン (Gabon)	赤道ギニア (Equatorial Guinea)	ギニアビサウ (Guinea-Bissau)

この OAPI への出願は欧州特許出願(EPC)と同様に広域出願です。

しかし、OAPI 出願は 1 の出願で全加盟国を自動的にカバーし、EPC 出願のように加盟国を指定する事はできません。全加盟国を全てカバーしますので特許権の効果も全加盟国に及ぶ事になります。

## 2. 条約との関係:

全ての加盟国は特許協力条約(PCT)の加盟国でもあります。

なお、PCT 出願をする際には、全指定とみなされ関係で、この広域特許“OAPI”を指定することとなります。

それぞれの加盟国の国内特許としては保護を求めることはできません。

## 3. 出願に必要な書類:

(1) 手続言語:

英語又はフランス語です。

出願は、カメルーンのヤウンデ(Yaounde)にある特許庁にしなければなりません。

(2) 願書:

出願人の名称・住所、発明者の氏名・住所、優先権主張の場合はその情報等を記載します。

(3) 明細書、クレーム、要約及び必要な図面:

(4) 委任状:

認証は不要です。

出願から6ヶ月以内に提出できます。

(5) 優先権証明書:

優先権主張をする場合に必要です。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書の翻訳文:

英語又はフランス語の翻訳文を提出する必要があります。

出願日から6ヶ月以内に提出できます。

(7) 優先権譲渡書:

第一カ国の出願人とOAPI出願の出願人が異なる場合に必要です。

出願日から6ヶ月以内に提出できます。

(8) その他:

PCT国際出願経由 OAPI国内段階移行:

移行時期: 優先日から30ヶ月以内。

国際出願の明細書、クレーム、要約等の英語又はフランス語の翻訳文。

優先権主張の場合、第一カ国出願が英語又はフランス語でない場合には、これらの翻訳文。

30ヶ月期限経過後6ヶ月以内に提出する必要があります。

委任状

#### 4. 出願から特許まで:

(1) 出願公開制度及び出願審査請求制度は採用されていません。

(2) 出願書類が提出されると、方式的要件、発明の単一性、不特許事由について審査され、実体的要件については審査されません。

(3) 方式的要件の審査後、書類に瑕疵があると判断された場合、その旨が出願人に通知され、出願人はその瑕疵を是正するために2ヶ月間の期間が与えられます。

なお、この期間は延長可能です。

この期間内に瑕疵が是正されなかった場合には、出願は拒絶されます。

(4) この拒絶に対して不服がある場合には、OAPIの審判部のHigh Commissionに審判を請求することができます。尚、出願人はこの拒絶の決定から30日以内に特許出願を实用新案登録出願

(Utility Model Application)に変更することもできます。

方式的要件を満たしかつ発明が不特許事由に該当していないと判断された場合には、特許付与の決定がなされます。

この付与の決定がされると、その旨官報(Official Bulletin)に掲載され特許証が発行されます。

- (5) 上述しましたように、特許庁により実体的要件(新規性等の有無)については審査されませんので、特許の有効性(Validity)については一切保証されておりません。

このようにして付与された特許に対して、異議申立制度は採用されておりませんが、利害関係人は無効訴訟を提起することができます。

- (6) では次に、不特許事由や新規性の要件がどのようなものか、簡単に説明します。

不特許事由の内容：

- ・ 公序良俗に反する発明。
  - ・ 科学的又は数学的理論。
  - ・ 動植物の品種。微生物学的方法及びその方法により得られたものを除き、動植物の繁殖のための本質的な生物学的方法。
  - ・ 人体又は動物の治療方法等。
  - ・ コンピューター・プログラム。
  - ・ 単なる情報の提示。
- 等が規定されております。

新規性の内容：

- ・ 出願に係る発明が従来技術(Prior Art)に該当しないこと。従来技術には出願(又は優先日)前に世界のいずれの場所において公衆に利用可能とされた全てのものが含まれます(世界主義の採用)。
- ・ 但し、このような発明であっても以下の場合には、一定の例外規定が設けられています。  
出願日前(又は優先日前)12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反することによる発明の公表。  
出願日前(又は優先日前)12ヶ月以内における、国際博覧会に出品したことによる発明の公表。

## 5. 特許権の存続期間：

- (1) 特許(Patent)：

出願日から20年です。

- (2) 追加特許(Patent of Addition)

主特許の残存期間です。

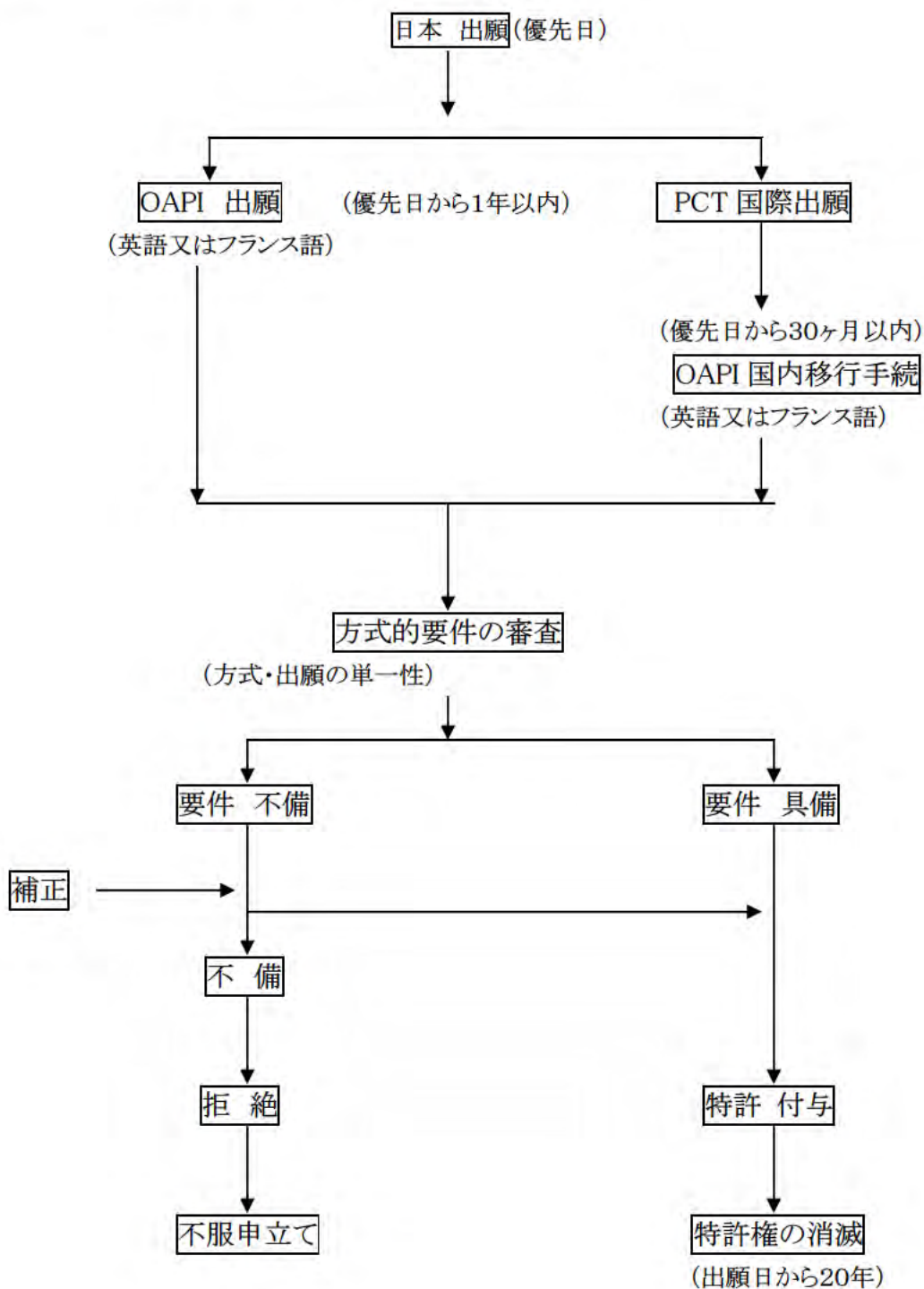
- (3) 年 金：

出願維持年金が必要で、最初の年金は出願日から2年度目に納付する必要があります。

**6. 出願費用の一覧表:** (単位:ユーロ(EURO)です。)

・出願料金:	225 -
・公告料金:	365 -
・年 金:	
・2年度から5年度(各年当たり)	220 -
・6年度から10年度(各年当たり)	375 -
・11年度から15年度(各年当たり)	500 -

特許出願から特許権の消滅まで:



## [出願に際して留意すべき事項]

### 1. 出願の際:

アフリカ諸国を指定国とするこの OAPI 出願は、日本国民にとって非常に馴染みの薄い出願であると想像します。

出願をする際に、一番困ることは現地代理人の選定ではないでしょうか。

このような場合には、費用は高くなる可能性はありますが、例えばアフリカ諸国でも比較的に出願の多い、南アフリカ国の信頼できる代理人に手続きを一任するのも得策かと思われます。

### 2. 特許の際:

上述しましたように、OAPI 出願は方式的要件の審査だけで特許となります。

出願が実体的要件を満たしているか否かの判断は、出願人・特許権者の最終的責任とされております。

従いまして、OAPI に出願する場合には、他の国も併せて出願をする場合が多いと思われるので、出願前には必ず、出願人自身が先行技術文献等の調査をしておいた方が、賢明かと思えます。

## 実用新案制度 (Utility Models)

特許制度とほぼ同様な内容ですので、相違点について説明します。

### 1. 保護対象：

保護される対象は用具等の新規な外形、構成もしくはそれらの部品で、産業上利用できるものとされています。

### 2. 出願に必要な書類等：

特許出願の場合書類のほか、図面は必須の添付書類とされています。

### 3. 新規性について：

特許の世界主義と異なり、OAPI の加盟国内の刊行物や使用に限定されています。

### 4. 実用新案権の存続期間：

出願日から5年間です。更に更新手続きにより3年間延長できます。  
最長、8年間となります。

### 5. 出願料金の一覧表：(単位:ユーロです。)

・出願料金：	20 -
・公告料金：	30 -
・年 金：	
・2年度から5年度まで	20 -
・6年度から8年度まで	35 -



## 意匠登録制度 (Industrial Designs)

### 1. 概要:

OAPI(アフリカ知的所有権機構)で意匠の保護を求める場合も、特許及び実用新案と同様に1の出願をすることにより16カ国の加盟国全てをカバーすることができます。

特定の加盟国のみの指定はすることができません。

尚、他の工業所有権の保護を求める場合と同様に、OAPIの意匠出願に際しパリ条約(Paris Convention)上の優先権を主張する事ができます。その優先期間は最初の出願日から6ヶ月です。

### 2. 定義:

意匠とは、新規なデザイン、立体的形状(Three-dimension)、又は新規な面を有する特徴的かつ識別しうる外形(Distinct and Recognizable Form)により、若しくは新規で特徴的な外見(Distinct Appearance)をもたらす1またはそれ以上の外部的効果(External Effects)により、類似する物品とは異なる工業的物品(Industrial Object)をいいます。

### 3. 出願に必要な書類等:

出願は、カメルーンのヤウンデにある特許庁に提出します。

手続言語は、英語又はフランス語です。

#### (1) 願書:

出願人の名称・住所、創作者の氏名・住所、優先権主張の場合はその情報等を記載します。

#### (2) 図面又は見本:

#### (3) 委任状:

出願人が署名します。

認証は不要です。出願日から6ヶ月以内に提出できます。

#### (4) 優先権証明書:

出願日から3ヶ月以内に提出できます。

#### (5) 優先権証明書翻訳文:

優先権証明書が英語又はフランス語でない場合には、翻訳文の提出が必要です。

出願日から3ヶ月以内に提出できます。

#### (6) 優先権譲渡証:

第1国の出願人とOAPI出願の出願人が異なる場合に必要です。

出願日から3ヶ月以内に提出できます。

### 4. 出願から登録まで:

- (1) 出願審査は、特許等の場合と同様に方式的要件及び不登録事由についてだけ行われます。

(2) 不登録事由について説明します。

・意匠が公序良俗に反するおそれがある場合。

(3) 出願書類に方式的不備がある場合には、特許庁は出願人にその旨の補正指令を發します。出願人はその通知から2ヶ月以内に応答しなければなりません。尚、この指定期間は請求により延長する事ができます。

特許庁からこの指令に対して出願人が何ら応答せず、又は応答はしたものの依然として瑕疵が治癒されていない場合には、出願は拒絶(Reject)されます。

(4) この拒絶に対して不服の場合には、出願人は OAPI の審判部の High Commission に審判を請求することができます。

(5) 一方、意匠の登録に対し何ら拒絶すべ理由が無かった場合には、その出願は登録され、登録証(Certificate of Registration)が発行されます。その後、登録意匠の詳細が官報(Official Bulletin)に公表されます。

この公表から登録意匠は公衆の縦覧に供せられ、何人も登録意匠の写しを入手する事ができるようになります。

尚、登録異議申立制度(Opposition)は規定されていません。

## 5. 意匠権の存続期間:

(1) 出願日から5年です。

(2) 各5年間につき2回更新することができます。

従いまして、存続期間は出願日から最長15年間となります。

## 6. 出願費用の一覧表: (単位:ユーロです。)

・出願料金:	50 -
・公告料金:	30 -
・存続期間の更新料金:	115 -

## 商標登録制度 (Trade Marks)

### 1. 概要:

特許や意匠出願の場合と同様に、1の出願で16の国の加盟国全てを自動的に指定したことになります。

### 2. 加盟している主な条約:

OAPI 加盟国が加盟している主な条約は、パリ条約です。

### 3. 定義:

商標とは、文字、図形、記号、模様、ラベル等及びこれらの組み合わせであって、自己の業務に係わる商品や役務について使用され、他人の商品等から識別できるものと、定義されております。立体的形状も含まれます。

### 4. 保護の種類:

- (1) 商品商標。
- (2) 役務商標。
- (3) 団体商標。

なお、連合商標についての規定はありません。

### 5. 出願に必要な書類:

1の出願で、多区分の商品又は役務を含めることができます。

但し、1の出願で商品と役務の双方を含めることはできません。

尚、手続言語は、英語又はフランス語です。

#### (1) 願書:

願書には、出願人の名称・住所、商標を使用する商品又は役務及びその区分等を記載します。

#### (2) 商標見本:

#### (3) 委任状:

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

認証は不要です。

#### (4) 優先権証明書:

優先権を主張する場合に提出が必要です。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

## 6. 商品分類:

OAPI は国際分類を採用しています。

## 7. 出願から登録まで:

出願をする場合は、OAPI 特許庁に願書を提出しなければなりません。

出願された商標は方式的要件についてのみ審査され、不登録事由に該当する場合には、登録後異議申立ての理由となります。

(1) 主な不登録事由は以下のとおりです。

識別力のない商標。

虚偽の表示又は法律、公序、道徳に反する商標。

公衆を欺瞞する商標。

(2) 出願された商標が方式的要件を満たしていない場合、補正指令が発せられ出願人はその通知の日から2ヶ月以内に補正することができます。

補正により、瑕疵が是正されない場合出願は拒絶されます。

(3) この拒絶に対して不服を有する場合、その決定の日から30日以内に審判請求をすることができます。

(4) 一方、方式的要件を満たしている場合は、出願は登録されます。その後、公告されます。

(5) 異議申立て:

利害関係人は、登録の公告日から6ヶ月以内に、異議申立てをすることができます。

主な異議申立て理由は次の通りです・

・ 登録された商標が不登録事由に該当する場合。

・ 異議申立人が登録された商標よりも以前に登録を受ける権利を有していること。

商標権者は、異議申立てに対して、答弁をすることができます。

異議決定後、その通知日から6ヶ月以内に審判を請求することができます。

(6) 登録商標の使用:

(1) 登録から継続して5年間、加盟国の1の国で登録商標を使用しなければなりません。

(2) 登録商標が不使用の場合、利害関係人は取消しを裁判所に請求することができます。

(7) 商標登録の無効:

利害関係人は、加盟国の裁判所に無効を請求することができます。

主な無効理由:

登録された商標が不登録事由に該当する場合。

登録された商標が先に登録された商標と抵触する場合。

等々です。

## 8. 存続期間と更新：

- (1) 出願日から10年です。
- (2) その後、10年間ずつ更新することができます。

## 9. 出願費用の一覧表：(単位：ユーロです。)

・出願料金：	400 -
・存続期間の更新登録料金：	400 -
・異議申立て料金：	150 -

出願から登録まで:

